

寛平法皇の訓点

小林芳規

一 寛平法皇とその訓点

寛平法皇は、仁和三年（八七〇）第五十九代宇多天皇として御即位、菅原道真を挙用して政治を刷新し、寛平九年（八九〇）に讓位された後の法皇名である。この法皇の生歿（承平元年（八三一）七月十九日崩後、六十五歳）、御皇統、法統、経歴、学問、著述、和歌管絃、交際等については、既に諸書に詳しいところである。⁽¹⁾ここでは、以下の考察に係る事項について抄出しておく。

1 漢籍の御学習（周易、易疏、漢書、文選）

(イ) 九日癸酉、天皇始誦周易於大學博士善淵朝臣愛成⁽²⁾也

（日本紀略、仁和四年九月）

(ロ) 寛平元年（八九〇）十月九日御誦周易、三年六月十三日講畢、

博士善愛成把卷奉⁽³⁾授、別駕忠臣侍誦都誦、易之濫觴

（田氏家集、群書類従本）

(ハ) 同（仁和三年）十一月十七日丙戌即位于大極殿、同四年（八九〇）

十月九日癸酉始誦周易年廿二侍誦大學博士善淵朝臣愛成（大鏡裏書）

(ニ) 此間徒然之間、誦易疏、是知命之後、可見此書之由、有古人口伝、而寛平御誦之由見御記、是卅許御年歿、未勘之、又漢朝人多以幼年学之、予心中竊疑之（花園院宸記、正中二年六月十七日）

(ホ) 九日、文章博士紀長谷雄始誦漢書⁽⁴⁾

（日本紀略、寛平三年正月）

(ヘ) 十三日甲子、齊世親王於大學寮始誦書、即召得業生以下生徒三百許人、於彼⁽⁵⁾賜饗膳、朱紫之輩、会聚如雲、文章博士紀朝臣長谷雄講⁽⁶⁾文選、（同上、寛平八年二月）

(ニ) 十九日、文章博士紀長谷雄講⁽⁷⁾文選了（同上、寛平八年十月）

(フ) 臣長谷雄講漢書文選菅家献⁽⁸⁾新撰萬葉集一

（伝燈匡録、広沢方二）

2 御出家、灌頂（師主真言宗益信、重受師主天台宗壇命）

(イ) 昌泰二年十月廿四日、太上皇落飾入道卅三、仁和寺灌頂堂、

権大僧都益信奉⁽⁹⁾授三帰十善戒、御名金剛寛、……十一月廿四

日甲寅、於東大寺、登壇受戒（日本紀略、昌泰二年）

(イ) 昌泰二年和十月廿四日、御出家、御年三御法名空理、後改金剛覺、御戒師円城寺益信僧正、于時大御剃髮叡南法師、同月日、

仁和寺被始置布薩、以益信為戒師、以觀賢為維那、同十一月廿一日、於東大寺御受戒。……延喜元年辛十二月十三日辛卯、

東嶽、於東寺灌頂院御灌頂、御年三大阿闍梨益信僧正、于時法務日曜、教授神日律師、色衆八十人、威儀親王・公卿・殿上・侍臣濟々焉（仁和寺御伝〔顯證書写本〕、仁和寺史料所収）

(ロ) 延喜十年九月日、法皇登三天台山。於座主増命房、受灌頂、其次、廻心之御受戒、々壇現紫金之光、天子聞之、遣使授増命法眼和尚位（日本紀略、延喜十年）

(ハ) 同十年庚八月廿八日、逢増命僧正御重受（仁和寺御伝〔顯證書写本〕、仁和寺史料所収）

3 法統、灌頂弟子

(イ) 権僧正観賢付法九人 般若寺 — 増命大法師 元興寺
法皇寛平法皇

醍醐寺威仁法灌頂師資相承血脉、抄出

(ロ) 僧正益信付法十七人 — 禪定法皇年卅五、付法十三人 金剛覺

（真寂法三親王、寛蓮、会理、延徹、貞慶、玄照〔延暦寺慈覚大師入室弟子〕を掲ぐ）

右六人、延喜八年五月三日、癸酉魂宿、土曜、滅門、於東寺灌頂院伝授之師主御年四十二、或本云此日寛空入灌頂壇、率打金剛輪菩薩云、

（貞寿、貞蓮、貞從、仁元、仁選、寛空〔僧正香隆寺、仁和寺二代〕、神昇ヲ掲

グ

右七人、延喜十八年成八月十七日、戊寅魂宿、木曜、於嵯峨大覚寺授之（大日本史料所収）真言伝法灌頂師資相承血脉

4 御造営、創建（仁和寺、円堂、延暦寺西塔毗盧遮那仏）

(イ) 同（延喜）四年甲三月、當室于仁和寺（仁和寺御伝〔顯證書写本〕、仁和寺史料所収）

(ロ) 作広沢二祖、仁和開山、別當精修密観之室、詔曰密厳院南御室、四年三月、新建円堂、安置金剛界三摩耶形（伝燈広録、広沢方二）

(ハ) 延長初、太上天法皇幸多御幸山頂時、静観増命僧正蒙勅命、造五仏中臺毗盧遮那仏、綵色莊嚴、微妙具足、是法皇御願也云々（四大寺伝記、延暦寺、一西塔釈迦堂）

5 出家後の御在任

(イ) かくて、みかどおりさせたまひて二年といふに、御くしおろさせたまひて、仁和寺といふところにすませたまふ〔枚伊勢集〕

(ロ) 但寛平法皇、以仁和為皇居、如秘教御伝持了（報恩院文書一、大日本史料による）

(ハ) 京極の御やす所尼に成りて、戒うけむとて、仁和寺にわたりて侍りければ、あつみのみこ（歌略）（後撰和歌集、雜一）

(イ) 七月十九日、甲辰、戊時宇多院太上天法皇崩於仁和寺御室、春秋六十五（日本紀略、承平元年）

6 著述〔抄出〕

(イ) 寛平御記十卷一見了但第二（花園院宸記、他） 卷欠

(A) 寛平遺誠一卷（本朝書籍目録、他）

(B) 金剛頂蓮華部心念誦次第二卷

胎藏界念誦次第二卷（釈教諸師製作目録）

(C) 十八道次第事、師曰、或云、法皇御作云々、而円堂御経蔵御

自筆日記有之、仏部十八道自作云云（三僧記類聚三）

(D) 胎藏界略述（巻始野名ノ下） 一帖

（上包）寛平法皇御作也、虫弘畢、元和八年卯月廿八日、寛永十

一卯十三虫弘了（仁和寺探訪目録、大日本史料による）

右に掲げた事項に若干の補足を加える。

第一は仁和寺についてである。仁和寺は法皇が御父光孝天皇の遺業を承けて仁和四年に完成されたもので、二年後の寛平二年（八七〇）には毗盧遮那業一人、摩訶止観業一人の年分度寄を置くべき官符を賜い、又、別当天台宗比叡山の幽仙が任ぜられている。第二は、法皇の師主たる天台宗の増命についてである。増命は延暦寺第十代座主、三井第三代で、叡山で修学、又法皇と共に観賢にも受学、密教としては直接には智証大師流、間接には慈覚大師流を伝え、法皇に授けた蘇悉地法は慈覚大師の相伝にかかるものとされる。第三は、法皇の著述についてである。中右記保安元年（二二〇）四月廿四日の条によれば、仁和寺焼亡の時に法皇御物は散佚したとあり、鷲尾順敬師は、法皇の宸翰が仏教のうち真言に関するものが多かったであろうが、今是等について全く知るところがないとされ、唯、東山御文庫蔵の周易抄一卷が宇多天皇の宸翰であり、今日に伝わっているとされた。周易抄は昭和二年十二月に宮内省より複製公刊された解

説にも宸翰とされ、吉沢義則博士、中田祝夫博士も宸翰として論を進められた。但し法皇の宸翰である確証は得られないものであった。

さて、寛平法皇の訓点について触れられた論考は、主に右掲の東山御文庫蔵周易抄に基づくものであり、これが唯一の訓点資料であった。

先ず、吉沢義則博士は、「東山御文庫本宇多天皇宸翰周易抄御点」として、周易抄に加点されているラコト点を帰納され、六壺の点図を示された。次いで、中田祝夫博士は、次の諸点を明らかにされた。

1 周易抄にある訓註は大学博士善淵愛成が授け奉ったもので、周易講説は寛平元年から三年の長きにわたっている。

2 そのラコト点は博士家、ことに直接に善淵氏などより出ている。

3 周易抄のラコト点と、寛平八年の蘇悉地羯羅經略疏古点との直接の関係は明らかではなく、また博士家がいかにして叡山の点法を受けたかとも判明しない。

以上の点である。

尚、中田祝夫博士は、仁和寺所用の円堂点と蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点との関係を推定されるに当り、宇多天皇を介在させる方法を探られ、次のように説かれた。

(イ) 宇多天皇は、真言宗の益信を一時受戒の師とされたが、それは尚侍淑子の推薦に従ったままで、点法授受に及ぶものでなかった。むしろその後は天台宗に帰依され関係を保持された。

(ロ) 宇多天皇建立の仁和寺は、創建当時において天台宗の僧寺であり、仁和寺初代の別当幽仙は叡山の天台宗僧で慈覚大師の弟

子であり、幽仙入寂後も仁和寺は天台宗との関係が親密であった。

(イ) 蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点の加差点である延曆寺總持院の機昭は、幽仙と同門で慈覺大師の弟子である。

(ロ) 「円堂点の御創造者宇多法皇」と天台宗との関係からすれば、幽仙が使用したのであろうヲコト点(寛平点と同系)が仁和寺に伝えられて円堂点の祖点となったものであろう。

やや詳しく引用させて頂いたのは、以下の考察に関係するところが大きいからである。

その後、築島裕博士によって、周易抄に用いられたヲコト点法が、「乙点図」であることが明らかにされた⁽¹⁴⁾。又、三保忠夫氏は、乙点図と円堂点とが親子関係であることを、ヲコト点の形式の比較によって説いた⁽¹⁵⁾。

築島博士は、蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点も乙点図であることを明らかにされ、周易抄のヲコト点と関係のあることを指摘され、更に石山寺旧藏本金剛頂瑜伽修習毗盧遮那三摩地法天曆三年点も同じ点法であり、これが池上僧都寛忠の加差点と推定されるところから、この点法が天台宗比叡山から、寛平法皇により仁和寺天台宗に伝わり、寛忠の仁和寺真言宗に伝えられたと説かれた。

しかし、周易抄が寛平法皇の宸翰であるか否かについては、依然として確証が得られないままである。若し宸翰でないとするならば、蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点と仁和寺天台宗との関係を結びつける繋ぎを失うことになり、又、寛忠も仁和寺の寛空から灌頂を受

けたのが康保二年(六六五)であり、東寺長者(安和二年(六六〇)―貞元二年(六七七))、仁和寺法務(入滅時)を務めたのは晩年であるのに対して、金剛頂經三摩地法加差点の天曆三年(六九〇)より四年前の天慶九年に石山寺淳祐から灌頂を受け、天曆七年には淳祐の跡を受けて石山寺第四世座主となっており、康和二年(六六〇)正月廿四日には石山寺で石山内供雅守にこの金剛頂經三摩地法を授けているから、この点本と仁和寺との関係は確かではなく、従って、乙点図と仁和寺との関係そのものが成立たなくなってしまうことになるのである。

ところが、今般、寛平法皇の訓点を施したと見られる經典が二種類も発見されたのである。以下、その文献の紹介から始めたい。

二 寛平法皇の訓点の新資料二種

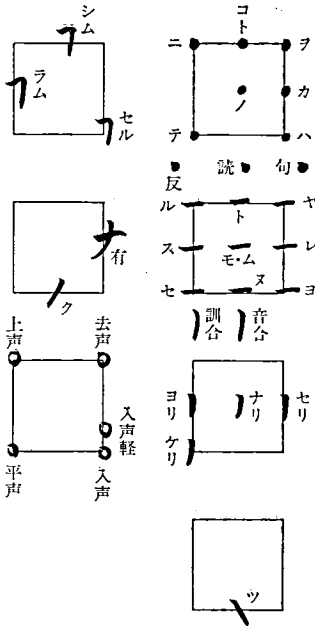
寛平法皇の訓点の經典二種とは、一つが東寺金剛藏の胎藏秘密略大軌本末一卷及び胎藏略述一卷であり、もう一つは高野山大学図書館蔵の胎藏秘密略大軌本末一卷である。

東寺金剛藏の胎藏秘密略大軌本末二卷(七十二箱七号)は、卷子本で本文は平安初中期の交(昌泰・延喜頃)の書写、料紙は麻斐交漉紙、本が二十紙、末が十六紙を用い、天地二十九・四種、本が全長一〇三三・二種、末が全長八四五・三種に墨界(界高二・三種、界幅二・二種)を施している。茶地の原表紙、素木の原軸を存し、外題を本文と同筆で、「胎藏秘密略大軌本(末)小僧作」と書している。内題・尾題は、本・末各巻ともに無く、奥書も両巻ともに無い。本巻の表

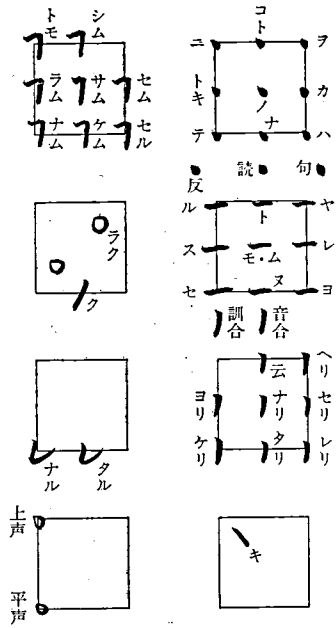
紙見返に後筆朱書で、「二巻本有之与今本同」又胎藏略述具小僧作一卷（今本之復述歟）とある。この胎藏略述一卷については後述する。本文は、本巻が「往神室門灑淨身已」に始まって、「（朱書）百六十七」次……毘囉尔帝惹愆底怛唎帝娑囉賀」に終り、末巻が「無能勝妃之次」に始まって、「（朱書）三百卅三」次普札 觀能行所行自性空了出道場」に終る。

二巻ともに全巻にわたり同筆の朱の訓点が加點されている。訓点は、朱の仮名、朱のヲコト点・声点等であり、加點の時期は本文書写と同じ昌泰・延喜頃と見られる。ヲコト点は、第一図のように帰納せられる。その点法は、中田祝夫博士の仮称された「乙点図」（以下慈覺大師点と呼ぶ。注13参照。）と一致する。これを蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点のヲコト点（第二図）と比較すると、相互に使用例のない点を除き良く一致することが判明する。

第一図 東寺金剛藏胎藏秘密略大軌のヲコト点図



第二図 蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点のヲコト点図



次に、胎藏秘密略大軌の仮名字体は、第三図（各欄上段）のように帰納せられる。その字体は、テ・マの字体等において、慈覺大師点を使用した訓点本の片仮名字体のうち特徴的な字体に一致する。この仮名字体については後述する。

同じく東寺金剛藏の胎藏略述一卷（八十箱四十五号）は、卷子本で本文は平安初中期の交（昌泰・延喜頃）の書写、料紙は麻斐交漉紙、二十一紙を用い、天地二九・二五糶、全長二〇九・〇糶に、墨界（界高二・一糶、界幅二・二糶）を施している。茶地の原表紙、素木の原軸を存し、外題を本文と同筆で、「胎藏略述具小僧作」と書しており、胎藏秘密略大軌本末二巻の外題と同筆と認められる。内題・尾題は無く、奥書も無い。見返に後筆朱書で、「胎藏秘密略大軌本末二巻 小僧都／今本之廣本歟」とある。本文は「住……」に始まって、「（朱書）三百七」次普札 觀能行所行自性空了出道場」に終る。本文

第三図 東寺金剛藏胎藏秘密略大軌・胎藏略述の仮名字体

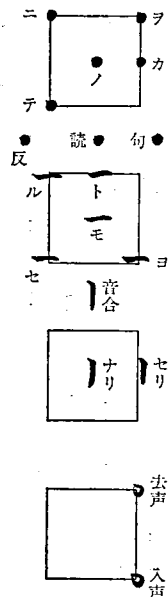
(各欄、上段は胎藏秘密略大軌、下段は胎藏略述)

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	う	や	ま	は	し	た	い		ぱ
キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ゆ	む					く	う
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
	れ	え	め	へ	ね	て	せ	け	え
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お

の筆跡は端正な筆致であり、胎藏秘密略大軌本末二巻と同筆である。全巻にわたり朱の訓点が加点されている。訓点は、朱の仮名、朱のヲコト点・声点等であり、加点の時期は本文書写と同じ昌泰・延喜頃と見られる。ヲコト点は、第四図のように帰納せられる。使用例は多くはないが、胎藏秘密略大軌二巻と同じ点法である。

又、仮名字体は、第三図(各欄下段)のように帰納せられ、胎藏秘密略大軌二巻と同じ字体である。即ち、訓点も亦、胎藏秘密略大

第四図 東寺金剛藏胎藏略述のヲコト点図



軌二巻と同一の手に成るものである。

新資料の第二は、高野山大学図書館蔵の胎藏秘密略大軌本末一巻である。この本は、光明院本であって、胎藏秘密略大軌の本と末とを一巻として卷子本に仕立ててある。本文書写は、平安初中期の交(昌泰・延喜頃)であり、料紙は麻斐交漉紙で、全二十九紙(二紙長五五・六種、一紙二十七行)を用い、天地二九・二種、全長一六一二種程度に墨界(界高三・四種、界幅二・二種)を施している。保存は良好で、巻首二行の上部が破損し五、六字のそれぞれの筆画の一部を欠く他は、虫損破損が殆どない。東寺僧賢賀の修補奥書の他は原本の奥書が無く、内題・尾題もない。桐紋散らしの後補表紙に外題「胎藏秘密略大軌 小僧作」と書し、象牙の後補軸を有する。後補表紙見返に、賢賀の筆跡で、

□此一軸者 法皇御作廣沢圖方胎藏界次第也

□此一巻同本也此外胎藏略□一卷有之

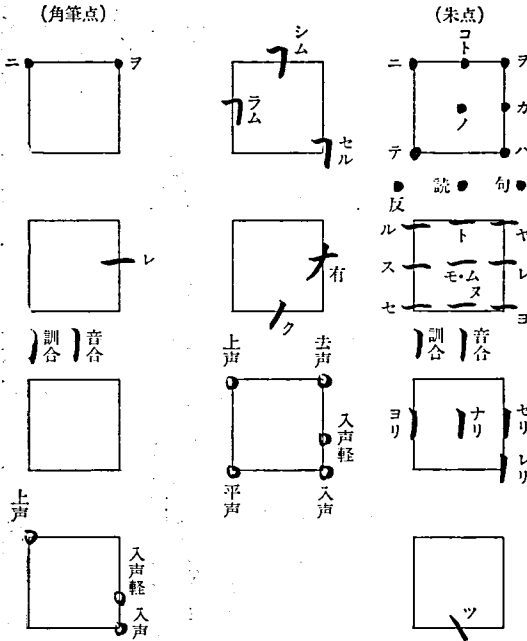
賢賀誌之

と書き、後補表紙と見返との継目外側に、同じく賢賀筆の「勸修寺大程蔵」とある。又、修補奥書が巻末補紙に、次のようにある。

宝曆第二龍集壬申仲夏廿二日所感得了可
 為大経蔵之秘本也 僧正賢賀佐寿六十九

この種の賢賀の修補奥書は、東寺金剛蔵の現存本に多いことから見て、高野山光明院本もと東寺の蔵であったことが知られる。本文は、「往神室門灑淨身已」に始まって、「三百廿六」次普札 観能行所行自性空了出道場」に終り、胎蔵秘密略大軌の本末の全文を存している。

第五図 高野山大学図書館蔵光明院本胎蔵秘密略大軌のヲコト点図



訓点は全巻にわたって、朱の仮名・ヲコト点・声点等が施され、又、角筆の仮名・ヲコト点・声点が散在して施されている。訓点の時期は、朱点・角筆点ともに本文書写と同じ昌泰・延喜頃と見られる。朱点・角筆点のヲコト点は第五図のように帰納せられる。点法は、ともに慈覚大師点であり、東寺蔵胎蔵秘密略大軌及び胎蔵略述と全く同じである。

又、仮名字体は第六図(各欄とも上段が朱点、下段が角筆点)のよう

第六図 高野山大学図書館蔵光明院本胎蔵秘密略大軌の

仮名字体(各欄上段は朱点、下段は角筆点)

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	リ		三	ヒ	ニ	大	し	一	イ
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	ル	ユ	ム					メ	ア
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
	し	エ	今	へ		て	七	ら	
						て		ら	
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		コ	も	ホ				コ	

に帰納せられる。東寺藏胎藏秘密略大軌及び胎藏略述と全く同じである。

以上の二種の新資料、即ち東寺金剛藏の胎藏秘密略大軌本末二巻及び胎藏略述一巻と高野山大学図書館蔵の光明院本胎藏秘密略大軌本末一巻とを比べると、胎藏略述は東寺金剛藏に現存し光明院本には存しないが、胎藏秘密略大軌本末は東寺金剛藏にも光明院本にも現存している。

東寺金剛藏胎藏秘密略大軌本末（以下、「東寺本」と略称する）と光明院本胎藏秘密略大軌本末（以下、「光明院本」と略称する）とは、本文書写及び加點時期が同じであり、訓点のヲコト点法も仮名字体も全く同一であつて、極めて緊密な関係にあることが推定される。そこで、この両本の関係を詳しく見ることにする。

(一) 東寺本も光明院本も、もと東寺にあつた本である。このことは、(1)光明院本の修補奥書に、東寺の賢賀僧正の文字があること、(2)東寺本の表紙見返に朱書で「一巻本有之与今本同／又胎藏略述具小僧作一卷有異同」とある「一巻本」が光明院本に当り、「胎藏略述具小僧作一卷」は東寺金剛藏に現存していること、(3)光明院本の表紙見返に「此外胎藏略述一巻有之」と賢賀が誌しているのが、東寺金剛藏の胎藏略述（八十箱四十五号）を指すと考えられることによる。従つて、これらの胎藏秘密略大軌の二本と胎藏略述とが、本来一具のものとして東寺に藏せられていたと見られる。

(二) 東寺本と光明院本とは、共に卷子仕立てであり、共に麻斐交漉の織維の細かい気品のある良質紙を使用し、天地の高さ、界線の高

さ・幅が一致している。

(三) 本文は全く同文であるが、東寺本は二巻仕立てとし光明院本は一巻仕立てであつて、行取も異なっている。一行の字数は光明院本の方が多い。

(四) 本文の書写時期は両本とも同じと見られ、字体・字形は両本が酷似しており、字体は各字の細部に至るまで一致しているが、仔細に比較すると少異があり、光明院本が筆致がのびやかで勢いがあるのに対して、東寺本の方は形は整っているが筆勢に欠けて堅い感じがある。

(五) 光明院本は字句の訂正や補入加筆が全巻にわたり多く見られるが、東寺本は訂正・補入加筆は殆どなく、その本文は光明院本が訂正した方の字句に従つており、光明院本の行間補入字句を本行に入れて書いている。数箇の例を示そう。

1 光明院本の「次忙弄鷄二手作三股合也糞莫三曼多段・駄・喃」の・印の「相合也」「段駄喃」は、紙の地色に近い金色様の胡粉で塗抹し、その上から黒色で「印」「啼囉」と訂している。この箇所を東寺本は塗抹訂正もなく、「次忙弄鷄二手作三股合也糞莫三曼多啼囉」と写している。

2 光明院本の「噯吽地噯」の・印の「吽」は朱丸にてミセケチとし、「地」は金色様の胡粉で塗抹し、その上から黒色で「啞」と訂している。この箇所を東寺本は塗抹訂正もなく、「噯啞噯」と写している。

3 光明院本は「拏」「依」字の「手」「衣」の部分金色様の胡

粉で塗抹し、その上から黒色で「弓」「乍」と訂している。この字を東寺本は最初から「弩」「作」と写している。

4 「手間二寸許開拳」は、光明院本では行間に朱書で補入しているが、東寺本は最初から本行に写してある。このように光明院本が朱書補入した文字を東寺本が本行に写した例は他にも屢見られる。

5 「作法界生／印並立火」は、光明院本では下欄外に墨書で追筆しているが、東寺本は最初から本文に割注として写されている。この種の光明院本が墨書追筆した字句を東寺本が本行にしている例は他にもある。

6 光明院本は「嚙嚙嚙嚙」と書き、三字目の「嚙」の右傍に墨書の顛倒符を付しているが、東寺本は最初から「嚙嚙嚙嚙」と写している。

7 光明院本は、「九十二」の「次地藏菩薩……娑嚙賀」から直接に「九十三」の「次南方金剛手……」に続いており、その間、即ち「賀」と「次」の間に「・」印を加え、当該箇所²の紙背に「次諸菩薩普即軌云」以下八行の文章を書き、「可入地藏次」と補入箇所を注記している。東寺本ではこの八行の文章が、「九十二」の地藏菩薩の次に最初から入れて写されている。このように光明院本が裏書している文章を東寺本が最初から本文に入れて写した例が他にも何例かある。

8 条項を示す「六十六」の朱書が光明院本では誤って重複して書かれ、「六十八」に移り「六十七」が飛番になっているが、

東寺本は「六十六」「六十七」「六十八」となっている。
△、訓点の加點時期は両本とも同じと見られ、ヲコト点法・仮名字体も一致するばかりでなく、各字に加えられたヲコト点の位置や形、及び仮名の位置や形に至るまで一致しているが、仔細に比較すると少異があり、東寺本の方が筆勢に欠ける。

△、光明院本は巻首六行半に墨点のヲコト点があり、その上から朱点が重ね加えられており、この朱点が以下の全巻に及んでいる。これは恐らく当初加點用具が一定せず、墨点で加點し始めたが、すぐに朱点に変更した過程を示すと見られる。東寺本は首尾すべて朱点のみである。

△、光明院本には角筆の仮名とヲコト点とが散在するが、東寺本には角筆点は認められない。この角筆点を東寺本は次のように処置している。

- 1 搨歴。(入、角)洛佞夜(入)歴の入声輕の圈点と「洛」の「リ」は角筆。光明院本はこの角筆点の上から朱点でなぞっている。この箇所を東寺本(94行目)は朱点で入声輕の圈点と「リ」の仮名が施されている。この種の例は他にもある。
- 2 ア嚙^{赤火}輪ア嚙^{赤火}鏝^輪腿^輪嚙。(入、角)「ア」と入声点^アは角筆。

薩擔婆野(「タム」は角筆仮名)

光明院本はこの角筆点^アであり、朱点を上からなぞることはない。この箇所を東寺本(21行・48行)は全く訓点を付していない。この種の例は他にもある。

このように光明院本は角筆を以て訓点を備忘的に書入れており、そ

れを後から朱でなぞったものとなぞらなかつたものがある。これに対して東寺本は、朱でなぞった方を、朱点で写しているが、角筆点だけのものは、訓点を写していない。

以上の(一)から(八)までの諸事項を総合して考えるのに、光明院本は草稿本であり、東寺本はその浄書本であると見られる。その逆は成立たない。同時期の書写加点であることからすれば、両本は親子関係か又はそれに極めて近い関係にあるものと考えられる。昌泰・延喜頃というのは、寛平法皇の御在世の時期である。

胎藏秘密略大軌(胎藏界次第とも呼ばれる)及び胎藏略述が、寛平法皇の御著述であることは、(1)仁和寺採訪目録に「胎藏界略述卷始書名ノ下「小僧作」トアリ 一帖」とあり、包紙(元和八年)に「寛平法皇御作也」とある、(2)三僧記類聚に「法皇両界次第草本各一卷在內堂 經藏、裏書被書之外題云、金剛界大儀軌略抄、胎藏界大儀軌略抄云々」(建久九年七月廿一日)とあること、(3)光明院本の表紙見返に賢賀筆で「此一軸者法皇御作廣沢御方胎藏界次第也」とあること、(4)東寺本の外題下に本文と同筆跡の「小僧作」とあり、「小僧」が自ら「聖主ノ器量ニアラズ」(愚管抄)とされた法皇の謙称であり、釈教諸師製作目録に胎藏界念誦次第について「寛平小僧法皇」としていることなどから知られる。

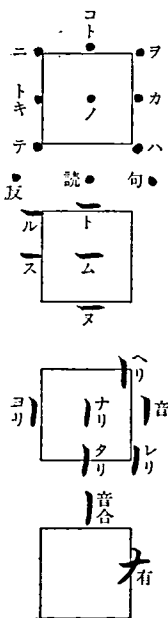
三 周易抄と新資料二種との関係

東山御文庫蔵周易抄一卷は、古来宇多天皇宸翰と伝えられているが、この本自体にその証となるものはなく、又他にこれと比較すべ

き宇多天皇の宸翰にも恵まれない為に、その確証が得られないままて今日に至っている。周易抄の書写年代推定の一つの手掛りとされるのはその紙背文書である。その文書は「裝潢紙厚くして詳かに見ること得ず」(複製本解説)とされるが、最近、飯田瑞穂氏がその十二通の太政官符案の解読文を示されている。⁽¹⁸⁾ 寛平九年(八七)三月七日、廿六日、四月三日、七日、八日の日付を持ち山城守平朝臣季長⁽¹⁹⁾、左大史壬生望材の自署がある。周易抄はこの紙背を利用して書かれたものである。宇多天皇の御讓位はこの年七月五日であり、季長はその十七日後に卒している。この文書から見て、周易抄は、寛平九年四月八日以降、その時から甚しく隔たらない時期に書かれたのであろう。従って仮に、宇多天皇の宸翰としても、善淵愛成が天皇に周易講読をされた寛平元年から三年の間の折の書写本と見る説は成立たない。

周易抄は、周易の本文と王弼の注から語句を抄出してその意味と訓とを示したもので、訓は抄出語句の直後に当時の草仮名で表記している。これとは別に抄出した短語句の漢字にヲコト点と省画仮名・声点をも付してある。このヲコト点を帰納したのが第七図である。

第七図 東山御文庫蔵周易抄のヲコト点図



る。築島裕博士が指摘された如く、乙点図、即ち慈覚大師点である。吉沢義則博士は、第二壺の中上の横線を「訓」、第三壺の中央の縦線を「音」、又漢字左下の「ㇿ」を「ナリ」とされたが、原文に即して訓読すると、それぞれ「ト」「ナリ」と訓み改められ、又「ナリ」と誤解されたのは仮名「ソ」であった。従ってヲコト点法は慈覚大師点に全く一致する。

第八図 東山御文庫蔵周易抄の仮名字体(傍訓)

(内は訓注に流用したもの)

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
			ㇿ			夕(夕)		カ	
キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	リ		三			大	し	一	イ
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	ル	ㇿ	ム			心	ス	メ	
エ	レ	エ	メ	へ	ネ	テ	セ	ケ	衣
	し			へ		て	七	ㇿ	
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		ㇿ	と			ト	ㇿ		

第

八図のように帰納せられる。これも、胎蔵秘密略大軌及び胎蔵略述の仮名字体と全く一致している。

周易抄の訓点を、東寺本・光明院本の胎蔵秘密略大軌及び胎蔵略述の訓点と比較すると、右のように、ヲコト点法も、仮名字体も完全に一致するのである。特に仮名字体は、次節に述べるように、極めて特異であつて、他には、慈覚大師点を使用した諸資料にテ・マなど特徴的字体が通じて近似するものがあるが、一致しない字体も多く、慈覚大師点以外の資料に至っては甚しく相違している。

その字体の顕著な特色は、草仮名を字母としてその筆画の一部を省画して成立させた仮名字体の存することである。

ウ(宇) ㇿ
 キ(幾) ㇿ
 ク(久) ㇿ
 ス(須) ㇿ
 ソ(曾) ㇿ
 ナ(那) ㇿ
 ル(留) ㇿ

のようである。このような方式の省画体のウ・キ・ク・ソ・ナ・ルは管見の限り他資料に使用例を見ず、僅かにスが蒙求平安中期点等に拾われる程度である。他見が得られない理由は、当時の草仮名を字母としてそれを省画するという方式が特異であつた為と考えられる。しかも特定の一字体だけにこの方式が採られたのではなく、ウ・

第九圖 東山御文庫藏周易抄の草仮名(訓注)

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	良		万末	はは	丸	ろ	さ	か	あ
キ	リ			ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	わ			私			え	き	
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	る		え	ふ	ぬ	つ	は	く	う
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
				へ	ね		せ		
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
				保		と	そ		お

キ・ク・ス・ソ・ナ・ルという幾つかの字体にわたって共通の省画方法として採用された点が注目されるのである。

その字母となつた草仮名の方に目を転ずると、周易抄において、抄出語句の直後にその訓を示すために用いられた草仮名(第九圖)と完全に一致していることが判明する。

このことは、周易抄の撰述者が、草仮名を使ってその音・訓を表記する一方、その草仮名を省画することによって訓点の仮名をも案出して自ら使用したことを考えしめるものである。

その草仮名を字母とする省画仮名が、東寺本・光明院本の胎藏秘密略大軌及び胎藏略述の訓点仮名として使用せられていたことは先掲の通りである。この胎藏秘密略大軌及び胎藏略述には、事柄の性質上、草仮名そのものは一切用いられていない。それを用いる場がないからである。

草仮名を字母として訓点の省画仮名の体系を案出しこれを使用した訓点資料が他に存したこと知られないのは、この方式が第三者に授受されたり、模倣されたりすることがなく、特定個人の特異な方式として止まったからであろう。特定個人を想定する場合、漢籍の周易抄に加点し、又、仏書の胎藏秘密略大軌及び胎藏略述にも同一方式の訓点を加点することが出来た人物は、ただ人ではなかつたはずである。

右のように、周易抄と胎藏秘密略大軌及び胎藏略述とは、同じ訓点しかも特異な字体を持つ資料として、緊密な関係にあることが分つた。そこで、訓点を離れて、書物そのものとしての周易抄と胎藏秘密略大軌及び胎藏略述との関係を見るに、一つは漢籍であり、一つは仏書であるから書物そのものとしては関連は考え難い。しかし、一たびその撰述者に注目するならば、胎藏秘密略大軌及び胎藏略述は寛平法皇の御著作である。周易抄は寛平法皇の宸翰と伝えられ来り、その料紙は宇多院の藏人頭であり宮中要領之人と称せられた、平季長の自署のある太政官符案であるから、確証はないが状況証拠から寛平法皇の撰述の可能性が大きい。従つて両書が関係を持つとすれば、撰述者が同一人、即ち寛平法皇であることによることになる。

周易抄の書写が寛平九年四月八日以降、遠からざる時期と推定され、又、胎藏秘密略大軌及び胎藏略述が法皇が出家された昌泰二年（六六）又は東寺で灌頂を受けられた延喜元年（九〇）以降、遠くない時期とすれば、現存の東山御文庫蔵周易抄と東寺本・光明院本の胎藏秘密略大軌及び胎藏略述がいずれも、昌泰・延喜頃の書写・加點と見られたことと符合するのである。

更に、胎藏秘密略大軌の光明院本を見るに本文の字句が塗抹修正されたり行間・欄外・裏書に書入れられたり、顛倒されたりし、又、加點も角筆点という備忘用の加點方式を用いたり、巻頭に一時墨点を試用して、草稿本としての体裁を持つていられるによれば、光明院本が、正に寛平法皇の自筆草稿本であろうと推定されるのである。

これに対して、東寺本の胎藏秘密略大軌はその淨書本と見られるものであった。本文は無論、漢字の字形の隅々まで酷示し細かい筆の撥ねや払いも似ており、訓点のヲコト点法を始め仮名字体の形や漢字に対する加點の位置までも一致している。しかし東寺本は形は整っているものの仔細に比べると筆勢に欠け堅い感じがあるので、光明院本と同一人の手になるかどうか確定し難い。淨書本は別人の手によって法皇自筆草稿本を忠実に模写したと考える余地も残っているからである。しかし草稿本としての体裁を持つ光明院本が法皇自筆本であることを否定する材料は目下のところ見当らない。

次に、周易抄の漢字の字体を、胎藏秘密略大軌の漢字の字体と比べると、筆致が良く通ずるように思われるが、周易抄は全体に草書体で書かれているのに対して、胎藏秘密略大軌の方は端正な楷書体

であるから厳密には比較し得ない。

以上は、訓点と本文とを同一人の手と見る立場で考えて来たのであるが、ここで、訓点と本文とは別であると見る立場に立つて眺めてみることにする。即ち、(a)訓点は法皇の加點であるが本文の書写は別人の手になる場合、(b)本文は法皇の書写であるが訓点は別人の加點である場合、(c)訓点も本文も別人の手になる場合を考えてみる。いずれの場合も、周易抄と胎藏秘密略大軌と同じ訓点の加點により緊密な関係が生ずる為には両本の撰述者が寛平法皇であることは否定し得ない。

(a)の場合を考えるに、東寺本においてはそう考える余地はあるが、光明院本が訓点と共に本文まで草稿の体裁を顯著に持っているのは、本文だけが別人の手になったとは考え難い。又、周易抄の抄出語句の直後の訓注の草仮名に交って稀ではあるが、傍訓用の省画体が紛れ込んでいる（「幹々ヘタ利」衣：御：者也大ヨ」）のは、訓点も本文と同じ手であることを語っている。

(b)の場合を考えるに、東寺本においてはそう考える余地もあるが、光明院本が訓点・本文共に草稿の体裁を顯著に持っていること、周易抄における(a)の理由もここに適合する。更に、他に類例を見ない特異な仮名字体が両本に加點される場合、法皇が自ら加點されたと見るのが自然であって、三本とも全部、訓点を他人に写させるようなことは考え難い。

(c)の場合には、(a)(b)の場合から考えて一層成立ち難い。特に、胎藏秘密略大軌は法皇の伝法灌頂に供せられる經典であって、一世一代

ともいへばこの重大な儀式の用には自ら撰述書写されたと見るのが自然であろう。

とすれば、光明院本胎藏秘密略大軌と東山御文庫本周易抄とは、寛平法皇の御撰述に成りその書写も法皇の御手になると考えることが許されそうである。そして、訓点は、法皇御所用の点であったと考えられるのである。

四 慈覚大師点資料における寛平法皇の訓点

慈覚大師点を用いた訓点資料は、今日までに計十八点が確認されている。それらについて判明した主な点は次のようである。⁽²⁰⁾

1 慈覚大師点の訓点資料は平安中期、十世紀に偏っている。その最古は蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点(八六〇)であり、最も新しいのは守護国界主陀羅尼經平安中期末点(長保頃)である。

2 その所蔵は、寛平法皇の資料を除くと、殆ど石山寺蔵か同寺旧蔵本であり、他は五島美術館蔵大毗盧遮那成仏經平安中期角筆点を見る程度である。

3 識語のある資料によると、蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点は延暦寺の慈覚大師の弟子憐昭の加点であり、金剛頂經三摩地法天曆三年(八四〇)点は石山寺座主寛忠の加点と見られ、後に石山寺雅守に授けているから石山寺と関係がある。石山寺は当初天台宗の比叡山と関係があった。石山寺蔵胎藏秘密略大軌永延二年(九二〇)点は、仁和寺円堂の本を写したものである。仁和寺が当初天台宗であったことは指摘されている。

4 ラコト点法はこれらの資料の間で一一致している。
5 仮名字体も、寛平法皇の資料を除くと、諸資料が全く一致し、特徴的な字体を多く持っている(第十圖参照)。その特徴的な字体の中でテ・マは寛平法皇の仮名字体とも一致する。

6 訓読語の表記や訓法は、新しい要素を多く持っており、慈覚大師点の諸資料の間で共通するものが多い。

7 慈覚大師点資料には角筆点を使うものが多い。

寛平法皇の訓点を、慈覚大師点の他の諸資料と比べると、ラコト

第十圖 慈覚大師点所用資料の仮名字体

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
口	ら	ゝ	ラ	ハ	ナ	タ	セ	カ	ア
キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
井	リ		ア	レ	ニ	千	し	木	イ
	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	ル	ム	フ	ヌ	ツ	寸	ク	千	
エ	レ	ニ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
ナ	シ	エ	メ	ル	ネ	テ	セ	个	
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
ヲ	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お

点法が全く一致し、仮名字体も5に挙げたように慈覚大師点として特徴的な字体テ・マ等が一致している。しかし、寛平法皇の仮名字体で草仮名を字母として省画したウ・キ・ク・ス・ソ・ナ・ルは、慈覚大師点の他の諸資料には見られない独自の字体である。尚、訓読語の表記や訓法は新しい要素を持っていて共通するものが多く、又、光明院本の草稿本では角筆を使っている。

では、寛平法皇はその訓点を何処から学ばれたのであろうか。そのヲコト点の慈覚大師点は、仏家の点法であり、蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点が、天台宗比叡山の慈覚大師の弟子憐昭の加点点であり、石山寺藏の慈覚大師点の諸資料がこの寺の学問史から見て比叡山の影響によっていることから考えると、比叡山延暦寺の慈覚大師の辺から出ていると思われる。蘇悉地羯羅經略疏そのものが慈覚大師の撰述書であり、寛平八年点の識語によればその訓説は慈覚大師に出ている。寛平法皇が重ねて受戒された折の師主増命は慈覚大師の流れを伝え、法皇に授けられた蘇悉地法は慈覚大師の相伝にかかるものとされている。慈覚大師自筆の訓点本は現存するのを聞かないが、慈覚大師に訓点があったことは、醍醐寺藏法華經陀羅尼集篆經寫本の奥書に「右慈覚大師御点也」とあることから推測される。増命が加点了した資料は現存するのを知らないが、増命が蘇悉地經に加点了したとすれば、訓説が慈覚大師の相伝であったことから考えて、恐らく慈覚大師点を使つたであらう。

寛平法皇は、延喜十年に増命より受戒される以前から比叡山とは交渉があり、幼年の頃(卯角之歳)比叡山に登り、母后に出家の志

を漏されたという(伝燈広録等)、仁和四年(八六〇)に仁和寺を創建され、その初代の別当に慈覚大師の弟子幽仙が任せられたのも、法皇と天台宗比叡山との深い関係に基づくものであろう。幽仙の訓点本も現存するのを知らないが、その所用の点法は慈覚大師点であつたであらう。してみると、寛平法皇は早くから恐らく在位中から、仏家の慈覚大師点を目にする機会があつたと思われる。

御即位の寛平元年(八六〇)から三年にわたり大学博士善淵愛成により周易を読まれた時の、訓点は、平安初期における漢籍の訓点が万葉仮名(草体)を主とするものであつてヲコト点は未使用であつた状況から見て、特定語句についてその訓を万葉仮名(草体)で注記する方式であつたであらう。正に、周易抄の訓注(万葉仮名の草体)の如きものであつたに違いない。その周易抄を後に寛平九年以降に撰述されるに当り、訓注の他に、抄出語句の訓点を採用せられたのが、天台宗比叡山所用の慈覚大師点であり、この訓点を、更に御撰述の胎藏秘密略大軌にも使用せられたものと考えられる。その場合ヲコト点だけでなく、ヲコト点と相補関係にある仮名字体も比叡山所用の慈覚大師点の字体を基本的には採用せられたので、慈覚大師点に特徴的なテ・マ等が用いられているが、一方では、ウ・キ・ク・ス・ソ・ナ・ル等は草仮名を母体として独自に省画され考案された字体をも使われたのであろう。ヲコト点法はその性格上部分的な手直しは不可能であるが、仮名字体は、他音節との字形上の衝突さえなければ、部分的な変更は可能だからである。創造性に富み、個性の強い法皇の所為として考え得ることである。

五 寛平法皇の訓点の訓点史上の位置

寛平法皇の訓点の顕著な特徴は、全く同一形式の訓点か漢籍の周易抄にも、仏書の胎藏秘密略大軌及び胎藏略述にも用いられていることである。これは他に類例を見ない事柄である。現存の訓点本は、ヲコト点法が俗家点か仏家点かのどちらかに明確に分れている。俗家点を仏書に加点することも、仏家点を漢籍に加点することも皆無に近いといつてよい。学問そのものの交渉から見ても、僧と俗とが交流するようになるのは、天台宗における勸学会（三聖縁下）、仁和寺における真俗交談記、清水寺法華経長講会等があるがいずれも時代が降つてからのことである。

寛平法皇の訓点か、漢籍にも仏書にも使われたのは、ヲコト点法が後世のように固定するようになる前の、流動草創の期にあつたからである。この期には学問そのものが、空海が漢籍を学んだ事実が示すように、漢籍・仏書にわたつて同一人によつて学ばれている。寛平法皇の御事蹟はその事を語っている。

慈覚大師点のヲコト点法は、中田祝夫博士の分類の上から言えば、第五群点に属し、その最も古い点法である。第五群点は後に俗家の博士家点を分出し、一方では仏家の円堂点等の諸点法を分出している。慈覚大師点はその草創期にあつて、その源流ともいふべき位置にある。漢籍にヲコト点・省画仮名という訓点を記入する方法が仏家に学んで取込まれたこと、博士家点か、天台宗の点、蘇悉地羯羅経略疏寛平八年点のような点法から出たことは、中田祝夫博士

の論述せられたところである。⁽²²⁾ところで、仏家の点法を漢籍の訓点記入に取込んだとするには、その具体的な人物と、その契機とが明らかにされなければならない。その人物を、周易抄に慈覚大師点を加点した寛平法皇と考えるのである。その契機は、如上の法皇の御事蹟から知られるところである。

一方、慈覚大師点と円堂点とが親子関係にあることを、ヲコト点法の形式上の対比から、三保忠夫氏が説かれたが、更に立入つて考えるに、法皇が創建された仁和寺の初代別当は、慈覚大師の弟子幽仙であり、法皇御自身も讓位後崩御まで仁和寺に住まわれ、円堂も建立された。その円堂には、法皇御伝の胎藏秘密略大軌が伝わつていたことを石山寺藏胎藏秘密略大軌永延二年（九八〇）点本の奥書が記している。⁽²³⁾石山寺本は、その「円堂御文」を書写したものであり、慈覚大師点か加点されている。寛平法皇の訓点を持つた胎藏秘密略大軌が永延二年の時点仁に仁和寺円堂にあつたことが知られる。慈覚大師点か、寛平法皇の訓点本を通して確かに仁和寺にも伝わつていたのである。

仁和寺は、この十世紀後半期には教学面に変革が生じ真言宗広沢流が確立したと思われる。第三世の寛朝は、法皇の孫で入室の資であり、天曆二年には法皇の南御室において円堂三僧寛空僧正から両部大灌頂を受け、康保四年（九六五）に仁和寺別当、貞元二年（九七二）に寛忠に替つて同法務に任ぜられた。広沢僧正と呼ばれる。円堂点かこの寛朝の周辺で成立したとするならば、慈覚大師点から円堂点への変改が、仁和寺という場所、十世紀後半期という時期、変改の

仏教史上の背景などと符合して来る。そして、この時期以降に慈覚大師点が使われなくなってしまうことも解けて来るのである。

〔注〕

- (1) 大日本史料第一編之六、承平元年七月十九日の条には文書記録典籍等一〇〇余点の資料に涉つて寛平法皇の御事蹟を収載している。それらに基つて、法皇の事相等については、例えば、大山大淳「寛平法皇の事相」密教研究四十一号、昭和六年五月、神亀法寿「法皇の御信仰と御落飾——付、法皇の御室と御念論室——」(同上)等に詳述せられている。
- (2) この他にも御作と伝えられるものが少なくない。中野達慧氏は「密教研究」三十号において、「十八道念誦次第一巻」「三摩耶戒文一卷」「胎蔵界略註一卷」「胎蔵界念誦次第二巻」「金剛界念誦次第二巻」「両界念誦次第二巻」「御灌頂式一卷」を挙げられた。
- (3) 大山大淳「寛平法皇の事相」(注(1)所掲)。
- (4) 注(3)文獻。
- (5) 鷲尾順敬「宇多天皇の宸翰と宸影」(密教研究四十一号)。
- (6) 吉沢義則「王朝時代に於ける博士家使用フोट点譜」(「国語説書」所収)。中田祝夫「古点本の国語学的研究」総論篇四四二頁。尚、大日本史料でも宇多法皇崩御の承平元年七月十九日の条に「宇多天皇宸翰周易抄」としてその写真一葉を挿入している。
- (7) 注(6)文獻。
- (8)(9)(10) 注(6)文獻四四三頁。
- (11) 注(6)文獻三三七、七二〇頁。
- (12) 注(6)文獻七一〇頁。三九二頁他にも言及される。
- (13) 中田祝夫博士が注(6)文獻で仮称せられたフोट点法であつて、点図集には無名の点法である。筆者は、この点法が天台宗の比叡山と關係が深いこと、この点法を用いた蘇悉地羯羅經略疏寛平八年点が慈覚大師の弟子憍昭の点であること、蘇悉地羯羅經略疏そのものが慈覚大師の著述であること、この点法の加本本においてフोट点・仮名字体が当時既

に固定しているのは創始者が有力な学僧でなければならぬ(熊崎和尚点の創始者が石山寺座主淳祐であつたのに準ずる)こと等から、「慈覚大師点」の名称を用意している。

- (14) 築島裕「平安時代語新論」八八頁(昭和四十四年六月)。
- (15) 三保忠夫「乙点図から円堂点」(「国文学」六十九号、昭和五十年十月)。
- (16) 小林芳規「角筆点資料における石山寺藏本の位置」(「石山寺の研究——一切経篇」昭和五十三年三月)。
- (17) 外題に院政期頃かと思われる「寛平御手跡」の文字があるのによる。少くとも院政期頃には寛平法皇の宸翰と見られていたことが分る。
- (18) 飯田瑞穂「宇多天皇宸筆「周易抄」紙背文書(補遺・覚書)」(「国書文研究」七号、昭和五十六年八月)。
- (19) 寛平九年七月二十二日に卒、藏人頭従四位下、寛平八年四月七日から同九年五月廿五日まで宇多院の藏人頭に補せられ、「宮中要須之人也」(管蒙文書)と称された、高棟王の子、菅原道真との交遊もあつた(「大日本史料第一編之三」)。
- (20) 小林芳規「乙点図所用の訓点資料について」(「中田祝夫博士国語学論集」昭和五十四年二月)。
- (21) 小林芳規「平安鎌倉會漢籍訓読の国語史的研究」(昭和四十二年三月)七二七頁。
- (22) 中田祝夫博士注(6)文獻四三九頁。
- (23) その奥書は「(朱書)写田黨御文也即御伝也云々/永延二年五月十七日承始同月廿二日承了」とある。
- (24) 注(15)文獻。

〔附記〕 本稿は、昭和五十一年五月十四日第三十四回訓点語学会で発表した原稿を基に、その後発見せられた高野山大学図書館蔵光明院本胎蔵秘密略大軌を加えて成稿したものである。本稿の資料調査につき、東寺観智院典籍文書調査団の上島有主任、橋本初子氏はじめ団員の方々、並びに東寺の小久保和夫氏と東寺当局の方々、又高野山大学図書館の山口耕

三氏はじめ御関係の方々、並びに御世話下さった田村隆照教授に深甚の感謝の念を捧げる。又、築島裕博士、田中稔氏には資料調査の他、種々

の御教示にも預った。併せて深く感謝する次第である。

——広島大学教授——